

告 示

埼玉県告示第七百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本地域遺跡推進協議会

三 代表者の氏名

横山 宏章

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市大和田五丁目十五番十三号

五 定款に記載された目的

このNPO法人は日本各地に残る歴史・自然・風土・風習・工芸・地産などの地域資源を未来に向けて保全し、その地域資源を活用して地域活性化に取り組む地域を、日本地域遺産として登録し、支援することを通して、その地域の活性化ひいてはこの国の地域創生に貢献することを目的とする。